## 「文芸桶川」実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、文芸作品の発表の機会を広く市民に提供し、いきいきとした市民 文化の創造と市民相互の交流の場とする「文芸桶川」の刊行に関し、必要な事項を定 めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 広く市民の文芸創作活動を促すとともに、文芸活動を通じて豊かな人間性を養い、市民文化の創造と地域文化の普及向上を図るため、「文芸桶川」を刊行する。

(執筆者)

- 第3条 執筆者は、市内在住・在勤・在学(16歳以上)の者とする。
- 2 文芸活動普及のため、前項の規定にかかわらずジュニアの部を設けることができる。

(掲載分野)

第4条 詩・短歌・俳句・小説・随筆・童話等とする。

(編集委員会)

- 第5条 「文芸桶川」の編集を行うため、「編集委員会」を設置する。
- 2 編集委員は、桶川市文化団体連合会から2名、桶川市図書館実作協議会から1名、 桶川市俳句連盟から1名、短歌関係団体から1名及び桶川市教育研究会から1名の推 薦を受け、教育委員会教育長が委嘱する。
- 3 編集委員会に委員長及び副委員長を置き、編集委員の互選により選出する。
- 4 編集委員会は、募集要項の検討並びに編集及び校正を行う。

(刊 行)

第6条 「文芸桶川」は、年1回3月に刊行する。

(応募料)

- 第7条 応募料は一人 500 円とする。ただし、応募者全員に応募された年度に刊行された「文芸桶川」を1冊贈呈する。
- 2 ジュニアの部の応募料は徴収しない。掲載された者に「文芸桶川」を1冊贈呈する。

(事務局)

第8条 編集及び刊行にあたっての事務局は、桶川市教育委員会芸術文化振興主管課に 置く。

附則

- この要綱は、平成13年5月7日から施行する。
- この要綱は、平成15年4月9日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年4月2日から施行する。

附則

- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年5月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。